

うきは市
特別職報酬等審議会
審議資料

令和 7 年 7 月 2 日（水） 1 0 時 0 0 分
うきは市役所 3 階 3 0 2 会議室

目次

[資料1]令和7年度うきは市特別職報酬等審議会委員名簿	1
[資料2]うきは市特別職報酬等審議会規則	2
[資料3]令和7年度諮問内容	4
[資料4]うきは市特別職報酬等の状況及び改定状況	5
[資料5]令和7年度の職員及び特別職等に係る人件費	6
[資料6]福岡県内特別報酬等一覧	7
[資料7]県南 10 市・人口規類似団体の特別職給料・報酬月額等	8
[資料8]県南 10 市・人口規類似団体の市長給料月額に対する比率	9
[資料9]団体区分別の三役、議員、教育長の平均給料(報酬)月額[出展:令和5年4月1日 地方公務員給与実態調査結果]	10
[資料 10]人事院勧告の状況[出展:人事院ホームページより]	11
[資料 11]一般職の職員の給与改定状況[人事院ホームページより抜粋]	12
[資料 12]県南10市財政状況[出展:うきは市役所財政課財政係作成資料]	13
[資料 13]財政計画(財政見通し)[出展:うきは市役所財政課財政係作成資料]	14
[資料 14]特別職への地域手当の支給について	15
[資料 15]令和6年人事院勧告[出展:人事院ホームページより]	17

令和 7 年度うきは市特別職報酬等審議会委員名簿

氏 名	所 属 ・ 役 職 等
行 徳 安 年	にじ農業協同組合 代表理事専務
樋 口 秀 吉	うきは市商工会 事務局長
尾 花 里 美	うきは市農業委員会 委員
久 保 田 直 樹	福岡銀行 吉井支店 支店長
熊 谷 幸 一	うきは市自治協議会 福富自治協議会 会長
永 松 秀 基	一般社団法人 浮羽青年会議所 理事長
矢 羽 田 道 和	日本精工九州株式会社 総務部長
高 山 敏 枝	うきは市社会福祉協議会 会長

(順不同・敬称略)

○うきは市特別職報酬等審議会規則

(平成 17 年 3 月 20 日規則第 30 号)

改正 平成 19 年 9 月 25 日規則第 34 号 平成 20 年 9 月 30 日規則第 28 号

令和 6 年 11 月 20 日規則第 22 号

(設置)

第 1 条 市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、うきは市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に係る次の事項について審議し、答申を行うものとする。

- (1) 議会議員の議員報酬の額
- (2) 市長、副市長及び教育長の給料の額

(委員)

第 3 条 審議会は、委員 8 人以内をもって組織し、その委員は、市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要の都度市長が委嘱する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。
- 4 前項の場合において、会長は、委員として議決に加わることはできない。

(審議会の答申)

第 6 条 会長は、審議会の結果を、直ちに、市長に答申しなければならない。

2 前項の答申は、文書によって行うものとし、意見を付することができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

附 則

この規則は、平成 17 年 3 月 20 日から施行する。

附 則(平成 19 年 9 月 25 日規則第 34 号)

この規則は、公布の日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 20 年 9 月 30 日規則第 28 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和 6 年 11 月 20 日規則第 22 号)

この規則は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

7 う人事第 2 3 5 号
令和 7 年 7 月 2 日

うきは市特別職報酬等審議会会長 様

うきは市長 権 藤 英 樹

うきは市議会議員の報酬及び市長、副市長、教育長の給料額等について（諮問）

うきは市特別職報酬等審議会規則（平成 1 7 年規則第 3 0 号）第 2 条の規定により、
下記のとおり諮問します。

記

〔諮問事項〕

うきは市議会議員の議員報酬の額、及びうきは市長、副市長、教育長の給料・地域手当
の額の改定額並びに改定実施時期について

〔諮問理由〕

本市誕生以降の、本市を取り巻く状況の変化等を踏まえ、報酬等の額の改定及び改定時
期を検討したいため

うきは市特別職報酬等の状況及び改定状況

※特例減額については、年間を通じて以外は、該当する月を明記

		H17	H18-H20	H21-H23	H24	H25	H26	H27-H30	H31	R2	R3-R6
市長	給料月額	816,000	816,000	816,000	816,000	816,000	816,000	816,000	816,000	816,000	816,000
	特例減額後給料月額	791,000 ▼3%	791,000 ▼3%	775,000 ▼5%		693,600 ▼15%	7-9 ▼15%		1-2 ▼10%	8-12 ▼20%	
副市長	給料月額	652,000	652,000	652,000	652,000	652,000	652,000	652,000	652,000	652,000	652,000
	特例減額後給料月額	632,000 ▼3%	632,000 ▼3%	632,000 ▼3%		586,800 ▼10%		586,800	1-2 ▼10%	8-12 ▼10%	586,800
教育長	給料月額	604,000	604,000	604,000	604,000	604,000	604,000	604,000	604,000	604,000	604,000
	特例減額後給料月額	585,000 ▼3%	585,000 ▼3%	585,000 ▼3%		543,600 ▼10%	543,600	543,600	543,600	543,600	543,600
議長	報酬月額	311,000	410,000	410,000	410,000	410,000	410,000	410,000	410,000	410,000	410,000
	特例減額後報酬月額	上昇率:32%				377,200 ▼8%					
副議長	報酬月額	259,000	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000	360,000
	特定減額後報酬月額	上昇率:39%				331,200 ▼8%					
委員長	報酬月額	246,000	340,000	340,000	340,000	340,000	340,000	340,000	340,000	340,000	340,000
	特例減額後報酬月額	上昇率:39%				312,800 ▼8%					
議員	報酬月額	242,000	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000	330,000
	特例減額後報酬月額	上昇率:37%				303,600 ▼8%					
		答申日 平成18年1月25日 議員等の改定			答申日 平成23年2月23日 据え置き			答申日 平成25年12月26日 据え置き	※平成26年度以降において、特定の月に減額措置を行っている理由については、「特定の事案に対する監督責任を明らかにするための措置」として実施したものの。		

令和6年度の職員及び特別職等に係る人件費

[単位：円]

	給料 (月額)	給料 (年額) (A)	扶養 手当 (B)	管理職 手当 (C)	住居 手当 (D)	通勤 手当 (E)	時間外 手当 (F)	期末手当 3.45月 (G)	給与合計 (H)=(A)～(G)	共済費 (I)	退職手当 負担金 (J)	災害補償 基金負担金 (K)	人件費合計 (H)～(K)
市長	816,000	9,792,000	0	0	0	0	0	3,237,480	13,029,480	2,409,858	2,937,600	11,061	18,387,999
副市長	652,000	7,824,000	0	0	0	0	0	2,586,810	10,410,810	2,123,674	2,347,200	8,837	14,890,521
教育長	604,000	7,248,000	0	0	0	0	0	2,396,370	9,644,370	1,887,424	2,174,400	8,026	13,714,220
議長	410,000	4,920,000	0	0	0	0	0	1,768,125	6,688,125	市議会議員は共済組合に加入していないことから、議員本人が社会保険・国民健康保険に加入し、支払いを行っている。 [例：36万の副議長の場合] (所得割) 506,460円 (所得割) 47,000円 (平等割) 24,000円 合計 577,460円			6,688,125
副議長	360,000	4,320,000	0	0	0	0	0	1,552,500	5,872,500				5,872,500
委員長	340,000	4,080,000	0	0	0	0	0	1,466,250	5,546,250				5,546,250
議員	330,000	3,960,000	0	0	0	0	0	1,423,125	5,383,125				5,383,125
職員 (管理職) 6級51号	410,100	4,911,300	300,000	622,800	0	0	0	1,970,572	7,804,672	1,668,616	584,388	5,547	10,063,223

職員の例 年齢55歳 扶養手当（子2人 20歳 [月額 15,000]、15歳 [月額 10,000]）

管理職手当 6級 [月額 51,900円]

期末手当 （月額給料＋役職加算15%）×年間 4.6月

（積算）

「うきは市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例」「うきは市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」

県南 10 市・人口規類似団体の特別職給料・報酬月額等

(単位：千円)

市町村名		人口 (人)	財政力指数	面積 (km)	市長	副市長	教育長	議長	副議長	委員長	議員
大牟田市		102,712	0.52	81.55	906	725	661	566	498	453	453
久留米市		293,258	0.64	229.84	1,097	897	686	683	616	582	582
柳川市		60,222	0.46	76.88	910	738	657	455.9	407.4	388	388
八女市		58,225	0.38	482.53	880	710	630	452	404	385	385
筑後市	類似団体	48,196	0.66	41.85	880	710	630	452	404	385	385
大川市	類似団体	30,380	0.50	33.63	905	735	656	470	420	400	400
小郡市		57,704	0.63	45.50	900	725	665	520	465	450	440
朝倉市		48,534	0.50	246.73	843	683	610	467	413	386	386
みやま市	類似団体	33,589	0.41	105.12	880	710	630	452	404	385	385
うきは市		26,723	0.38	117.55	816	652	604	410	360	340	330
豊前市		22,625	0.53	111.01	810	660	604	400	360	330	330
宮若市		25,002	0.63	139.99	814	683	624	405	360	340	330
嘉麻市		33,464	0.28	135.10	850	688	620	432	389	370	370

※人口：住民基本台帳【日本人住民】

※財政力指数：令和 3 年度～令和 5 年度までの 3 か年の平均

福岡県内 特別職報酬等一覧〔人口：住民基本台帳【日本人住民】〕

(千円)

都市名		人口		給与月額（千円）							報酬月額（千円）							議員 定数
		R7. 3末	順位	市長	順位	副市長	順位	教育長	順位	改定日	議長	順位	副議長	順位	議員	順位	改定日	
1	北九州	891, 251	(2)	1, 107	(2)	931	(2)	830	(2)	H26. 11. 1	1, 002. 8	(2)	910. 6	(2)	809. 6	(2)	H6. 4. 1	57
2	福岡	1, 556, 703	(1)	1, 300	(1)	1, 040	(1)	850	(1)	H21. 4. 1	1, 060	(1)	970	(1)	880	(1)	H26. 4. 1	62
4	久留米	293, 258	(3)	1, 097	(3)	897	(3)	686	(6)	H7. 6. 1	683	(3)	616	(3)	582	(3)	H7. 6. 1	36
3	大牟田	102, 712	(7)	906	(10)	725	(12)	661	(11)	H29. 4. 1	566	(7)	498	(6)	453	(7)	H29. 4. 1	23
5	直方	53, 622	(18)	895	(14)	730	(11)	648	(16)	H8. 4. 1	508	(13)	446	(13)	413	(14)	H12. 4. 1	19
6	飯塚	121, 563	(4)	982	(4)	800	(4)	701	(4)	H18. 3. 26	576	(5)	496	(7)	460	(6)	H20. 9. 18	28
7	田川	43, 234	(22)	769	(29)	672	(27)	607	(27)	H23. 4. 1	476	(16)	422	(16)	394	(17)	H23. 4. 1	18
8	柳川	60, 222	(14)	910	(9)	738	(9)	657	(12)	H17. 3. 21	455. 9	(20)	407. 4	(20)	388	(18)	H17. 3. 21	19
9	八女	58, 225	(15)	880	(16)	710	(16)	630	(21)	H8. 4. 1	452	(21)	404	(21)	385	(21)	H8. 4. 1	22
10	筑後	48, 196	(21)	880	(16)	710	(16)	630	(21)	H6. 4. 1	452	(21)	404	(21)	385	(21)	H8. 4. 1	17
11	大川	30, 380	(26)	905	(11)	735	(10)	656	(13)	R6. 4. 1	470	(17)	420	(17)	400	(15)	R6. 4. 1	14
12	行橋	70, 743	(11)	855	(20)	708	(19)	651	(15)	H17. 4. 1	508	(13)	446	(13)	419	(13)	H10. 12. 1	20
13	豊前	22, 625	(29)	810	(28)	660	(28)	604	(28)	H6. 10. 1	400	(29)	360	(27)	330	(27)	H6. 10. 1	13
14	中間	38, 377	(23)	888	(15)	724	(14)	646	(17)	H26. 4. 1	423	(26)	381	(26)	355	(26)	H29. 4. 1	16
15	小郡	57, 704	(17)	900	(12)	725	(12)	665	(10)	R5. 4. 1	520	(12)	465	(12)	440	(12)	R4. 5. 14	18
16	筑紫野	105, 198	(6)	920	(7)	755	(8)	680	(8)	H8. 7. 1	540	(8)	480	(10)	450	(9)	H8. 7. 1	22
17	春日	110, 168	(5)	952. 1	(5)	783. 6	(5)	703. 9	(3)	H21. 12. 1	589. 2	(4)	515. 4	(4)	470. 6	(4)	H21. 12. 1	20
18	大野城	101, 793	(8)	926	(6)	763	(7)	691	(5)	H16. 10. 1	568	(6)	507	(5)	462	(5)	H16. 10. 1	20
19	宗像	95, 392	(10)	848	(23)	681	(26)	638	(19)	H17. 4. 1	533	(11)	474	(11)	441	(11)	H15. 4. 1	20
20	太宰府	70, 729	(12)	919	(8)	764	(6)	684	(7)	H10. 4. 1	540	(8)	486	(8)	444	(10)	H10. 4. 1	18
21	古賀	57, 856	(16)	875	(19)	689	(22)	656	(13)	H26. 4. 1	495	(15)	436	(15)	400	(15)	H23. 4. 1	19
22	福津	68, 500	(13)	850	(21)	701	(20)	641	(18)	H17. 1. 24	464	(19)	414	(18)	388	(18)	H19. 1. 24	18
23	うきは	26, 723	(27)	816	(26)	652	(29)	604	(28)	H17. 3. 20	410	(27)	360	(27)	330	(27)	H17. 3. 20	14
24	宮若	25, 002	(28)	814	(27)	683	(24)	624	(24)	H18. 2. 11	405	(28)	360	(27)	330	(27)	H28. 4. 1	16
25	嘉麻	33, 464	(25)	850	(21)	688	(23)	620	(25)	H18. 3. 27	432	(25)	389	(25)	370	(24)	R1. 5. 1	16
26	朝倉	48, 534	(20)	843	(25)	683	(24)	610	(26)	H18. 3. 20	467	(18)	413	(19)	386	(20)	H18. 3. 20	18
27	みやま	33, 589	(24)	880	(16)	710	(16)	630	(21)	H26. 4. 1	452	(21)	404	(21)	385	(21)	H19. 8. 1	16
28	糸島	101, 730	(9)	898	(13)	719	(15)	676	(9)	H22. 1. 1	537	(10)	483	(9)	452	(8)	H22. 1. 1	20
29	那珂川	48, 787	(19)	848	(23)	692	(21)	632	(20)	H22. 4. 1	442	(24)	390	(24)	364	(25)	R6. 4. 1	17
福岡県平均		29市		908		740		662			532		474		440			
		政令市・中核市 除く26市		878		715		648			488		433		404			

県南 10 市・人口規類似団体の市長給料月額に対する比率の状況

市長の給料月額を 100 とした場合の割合を示すもの。

(単位：%)

市町村名		副市長	教育長	議長	副議長	委員長	議員
大牟田市		80.02	72.96	62.47	54.97	50.00	50.00
久留米市		81.77	62.53	62.26	56.15	53.05	53.05
柳川市		81.10	72.20	50.10	44.77	42.64	42.64
八女市		80.68	71.59	51.36	45.91	43.75	43.75
筑後市	類似 団体	80.68	71.59	51.36	45.91	43.75	43.75
大川市	類似 団体	81.22	72.49	51.93	46.41	44.20	44.20
小郡市		80.56	73.89	57.78	51.67	50.00	48.89
朝倉市		81.02	72.36	55.40	48.99	45.79	45.79
みやま市	類似 団体	80.68	71.59	51.36	45.91	43.75	43.75
うきは市		79.90	74.02	50.25	44.12	41.67	40.44
うきは市 除く平均	※	<u>80.86</u>	<u>71.24</u>	<u>54.89</u>	<u>48.96</u>	<u>46.33</u>	<u>46.20</u>
うきは市及 び類似団体 除く平均		80.86	71.89	51.55	46.08	43.90	43.90

豊前市		81.48	74.57	49.38	44.44	40.74	40.74
宮若市		83.91	76.66	49.75	44.23	41.77	40.54
嘉麻市		80.94	72.94	50.82	45.76	43.53	43.53

第9表 特別職に属する職員の

市・区及び町村

区		分		市														
				年 額		月 額		日 額		年額と月額が併給されている場合			年額と日額が併給されている場合			月額と日額が併給されている場合		
				定 数	1人当たり給料又は報酬	定 数	1人当たり給料又は報酬	定 数	1人当たり給料又は報酬	定数	年額1人当たり給料又は報酬	月額1人当たり給料又は報酬	定数	年額1人当たり給料又は報酬	月額1人当たり給料又は報酬	定数	月額1人当たり給料又は報酬	日額1人当たり給料又は報酬
市	町	村	長	-	-	772	877,556	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
副	市	町	村	長	-	-	1,056	730,106	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
議	会	{	議副議	{	議副議	{	議副議	{	議副議	{	議副議	{	議副議	{	議副議	{	議副議	{
教育委員会	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	
選挙管理委員会	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	
人事委員会	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	
監査員	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	
農業委員会	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	
固定資産評価審査委員会	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	
地方公営企業管理者	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	
特定地方独立行政法人	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	

区		分		特別区														
				年 額		月 額		日 額		年額と月額が併給されている場合			年額と日額が併給されている場合			月額と日額が併給されている場合		
				定 数	1人当たり給料又は報酬	定 数	1人当たり給料又は報酬	定 数	1人当たり給料又は報酬	定数	年額1人当たり給料又は報酬	月額1人当たり給料又は報酬	定数	年額1人当たり給料又は報酬	月額1人当たり給料又は報酬	定数	月額1人当たり給料又は報酬	日額1人当たり給料又は報酬
区		長	-	-	23	1,135,404	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
副		区	長	-	-	44	916,578	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
議	会	{	議副議	{	議副議	{	議副議	{	議副議	{	議副議	{	議副議	{	議副議	{	議副議	{
教育委員会	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	
選挙管理委員会	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	
人事委員会	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	
監査員	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	
農業委員会	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	
固定資産評価審査委員会	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	
地方公営企業管理者	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	
特定地方独立行政法人	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	{	

給与勧告の実施状況等

年	勧告				国会決定		備考
	勧告月日	内容(較差)	実施時期 (月例給)	期末・勤勉 手当 支給月数	内容	実施時期 (月例給)	
昭和		%	円	月			
35	8. 8 (月)	12.4	2,682	5.1	3.0	勧告どおり	10.1
36	8. 8 (火)	7.3	1,859	"	3.4	"	"
37	8.10 (金)	9.3	2,496	"	3.7	"	"
38	8.10 (土)	7.5	2,206	"	3.9	"	"
39	8.12 (水)	8.5	2,792	"	4.2	"	9.1
40	8.13 (金)	7.2	2,651	"	4.3	"	"
41	8.12 (金)	6.9	2,820	"	(4.3)	"	"
42	8.15 (火)	7.9	3,520	"	4.4	"	8.1
43	8.16 (金)	8.0	3,973	"	(4.4)	"	7.1
44	8.15 (金)	10.2	5,660	"	4.5	"	6.1
45	8.14 (金)	12.67	8,022	"	4.7	"	勧告どおり
46	8.13 (金)	11.74	8,578	"	4.8	"	"
47	8.15 (火)	10.68	8,907	4.1	(4.8)	"	"
48	8. 9 (木)	15.39	14,493	"	(4.8)	"	"
49	7.26 (金)	29.64	31,144	"	5.2	"	"
50	8.13 (水)	10.85	15,177	"	(5.2)	"	"
51	8.10 (火)	6.94	11,014	"	5.0	"	"
52	8. 9 (火)	6.92	12,005	"	(5.0)	"	"
53	8.11 (金)	3.84	7,269	"	4.9	"	"
54	8.10 (金)	3.70	7,373	"	(4.9)	"	" (ただし、指定職は10.1実施)
55	8. 8 (金)	4.61	9,621	"	(4.9)	"	" (")
56	8. 7 (金)	5.23	11,528	"	(4.9)	"	"
57	8. 6 (金)	4.58	10,715	"	(4.9)	実施見送り	—
58	8. 5 (金)	6.47	15,230	"	(4.9)	2.03%	勧告どおり
59	8.10 (金)	6.44	15,541	"	(4.9)	3.37%	"
60	8. 7 (水)	5.74	14,312	"	(4.9)	勧告どおり	7.1
61	8.12 (火)	2.31	6,096	"	(4.9)	"	勧告どおり
62	8. 6 (木)	1.47	3,985	"	(4.9)	"	"
63	8. 4 (木)	2.35	6,470	"	(4.9)	"	"
平成							
元	8. 4 (金)	3.11	8,777	"	5.1	"	"
2	8. 7 (火)	3.67	10,728	"	5.35	"	"
3	8. 7 (水)	3.71	11,244	"	5.45	"	"
4	8. 7 (金)	2.87	9,072	"	(5.45)	"	"
5	8. 3 (火)	1.92	6,286	"	5.30	"	"
6	8. 2 (火)	1.18	3,975	"	5.20	"	"
7	8. 1 (火)	0.90	3,097	"	(5.20)	"	"
8	8. 1 (木)	0.95	3,336	"	(5.20)	"	"
9	8. 4 (月)	1.02	3,632	"	5.25	"	" (ただし、指定職は10.4.1実施)
10	8.12 (水)	0.76	2,785	"	(5.25)	"	"
11	8.11 (水)	0.28	1,054	"	4.95	"	"
		(改定 1,034円)					
12	8.15 (火)	0.12	447	"	4.75	"	"
		(改定 434円)					
13	8. 8 (水)	0.08	313	"	4.70	"	"
		(特別一時金)					
14	8. 8 (木)	△2.03	△7,770	(注2)	4.65	"	" (12.1)
15	8. 8 (金)	△1.07	△4,054	"	4.40	"	" (11.1)
16	8. 6 (金)	水準改定の勧告なし (注3)	—	(4.40)	—	—	—
17	8.15 (月)	△0.36	△1,389	(注2)	4.45	勧告どおり	勧告どおり (12.1)
18	8. 8 (火)	水準改定の勧告なし (注3)	—	(4.45)	—	—	—
19	8. 8 (水)	0.35	1,352	4.1	4.50	勧告どおり (ただし、指定職は実施見送り)	勧告どおり
20	8.11 (月)	水準改定の勧告なし (注3)	—	(4.50)	—	—	—
21	8.11 (火)	△0.22	△863	(注2)	4.15	勧告どおり	勧告どおり (12.1)
22	8.10 (火)	△0.19	△757	"	3.95	"	" (12.1)
23	9.30 (金)	△0.23	△899	"	(3.95)	俸給による水準改定は勧告どおり	" (24.3.1)
24	8. 8 (水)	水準改定の勧告なし (注3)	—	(3.95)	—	—	—
25	8. 8 (木)	水準改定の勧告なし (注3)	—	(3.95)	—	—	—
26	8. 7 (木)	0.27	1,090	4.1	4.10	勧告どおり	勧告どおり
27	8. 6 (木)	0.36	1,469	"	4.20	"	"
28	8. 8 (月)	0.17	708	"	4.30	"	"
29	8. 8 (火)	0.15	631	"	4.40	"	"
30	8.10 (金)	0.16	655	"	4.45	"	"
令和							
元	8. 7 (水)	0.09	387	"	4.50	"	"
2	10. 7 (水)	水準改定の勧告なし (注3、5)	—	4.45	"	—	—
	10.28 (水)						
3	8.10 (火)	水準改定の勧告なし (注3)	—	4.30	"	—	—
4	8. 8 (月)	0.23	921	4.1	4.40	"	勧告どおり
5	8. 7 (月)	0.96	3,869	"	4.50	"	"
6	8. 8 (木)	2.76	11,183	"	4.60	"	"

- (注) 1 期末・勤勉手当支給月数の「()」は、勧告を行っていない(前年と同月数)。
2 勧告を実施するための法律の公布日の属する月の翌月の初日(公布日が月の初日であるときは、その日)。
(4月から実施日の前日までの期間に係る較差相当分を解消するため、12月期の期末手当で減額調整)
3 水準改定の勧告を行わなかった年の官民較差は、平成16年が0.01%、平成18年が0.00%、平成20年が0.04%、平成24年が0.07%、平成25年が0.02%、令和2年が0.04%、令和3年が0.00%。
4 平成23年は、内閣が人事院勧告を実施するための法案は提出しないとの決定をしたが、議員立法(給与改定・臨時特例法)により勧告を実施。
(年間調整の時期のほか、水準改定以外の勧告の実施方法については、一部勧告内容を修正)
また、同法では、勧告とは別に東日本大震災への対処等のため、24～25年度について臨時特例の給与減額支給措置を実施。
5 令和2年は、10月7日に期末・勤勉手当の改定を先行して勧告。月例給については、10月28日に改定しないことを報告。
6 令和3年度の期末手当引下げ相当額は、令和4年6月期の期末手当で減額調整。

一般職の職員の給与改定状況

人事院 勧告年度	人事院勧告 給与改定率	国公改定 実施率	うきは市 改定実施率	実施 年月日	期末勤勉 手当状況	備考
H17	▼0.36	勧告どおり	勧告どおり	H17.4.1	4.45	勤勉手当0.05月分△
H18	見送り	〃	〃	H18.4.1	4.45	
H19	1級 1.1 2級 0.6 3級 0.0 4級以上は 改訂なし	指定職のみ凍結	〃	H19.4.1	4.50	勤勉手当0.05月分△
H20	改定なし	勧告どおり	〃	H20.4.1	4.50	
H21	▼0.22	〃		H21.4.1	4.15	期末勤勉手当0.35月分▼
H22	▼0.19	〃	〃	H22.4.1	3.95	
H23	▼0.23	〃	〃	H23.4.1	3.95	
H24	改定なし	〃	〃	H24.4.1	3.95	
H25	見送り	〃	〃	H25.4.1	3.95	
H26	△0.27	〃	〃	H26.4.1	4.10	勤勉手当0.15月分△
H27	△0.36	〃	〃	H27.4.1	4.20	勤勉手当0.1月分△
H28	△0.17	〃	〃	H28.4.1	4.30	勤勉手当0.1月分△
H29	△0.15	〃	〃	H29.4.1	4.40	勤勉手当0.1月分△
H30	△0.16	〃	〃	H30.4.1	4.45	勤勉手当0.05月分△
H31	△0.09	〃	〃	H31.4.1	4.50	勤勉手当0.05月分△
R 2	改定なし	〃	〃	R2.4.1	4.45	期末手当0.05月分▼
R 3	改定なし	〃	〃	R3.4.1	4.30	期末手当0.15月分▼ ※R4.6月期末手当で調整
R4	△0.23	〃	〃	R4.4.1	4.40	勤勉手当0.05月分△
R5	△0.96	〃	〃	R5.4.1	4.50	期末勤勉手当0.10月分△
R6	△2.76	〃	〃	R6.4.1	4.60	期末勤勉手当0.10月分△

県南10市財政分析資料[令和5年度]

(単位:人、%、千円)

項 目		筑後市	うきは市	みやま市	八女市	朝倉市	大川市	大牟田市	久留米市	小郡市	柳川市
		令和5年度	令和5年度	令和5年度	令和5年度	令和5年度	令和5年度	令和5年度	令和5年度	令和5年度	令和5年度
住民基本台帳人口【R6.03.31】		49,181	27,638	34,700	59,835	50,311	31,450	105,753	300,516	59,264	61,926
令和2年度国調人口		48,827	27,981	35,861	60,608	50,273	32,988	111,281	303,316	59,360	64,475
面積（k㎡）		41.78	117.46	105.21	482.44	246.71	33.62	81.45	229.96	45.51	77.15
職員数（うち一般職員数）		319(264)	215	334(270)	562(562)	459(457)	220	782(642)	1656(1538)	325(314)	435(352)
1歳入総額A		27,188,247	18,401,540	22,092,254	48,057,287	41,719,972	18,655,089	65,784,832	150,929,724	24,995,076	34,155,170
2歳出総額B		25,398,134	17,595,322	21,398,818	46,529,307	40,141,759	18,314,739	65,354,668	149,659,918	24,115,822	33,447,730
3歳入歳出差引（A－B）C		1,790,113	806,218	693,436	1,527,980	1,578,213	340,350	430,164	1,269,806	879,254	707,440
4翌年度へ繰越すべき財源D		125,665	225,881	154,935	359,293	307,053	84,868	214,135	374,123	505,433	76,790
5実質収支（C－D）E		1,664,448	580,337	538,501	1,168,687	1,271,160	255,482	216,029	895,683	373,821	630,650
6単年度収支F		342,007	△ 116,531	△ 141,519	△ 401,573	234,813	△ 200,417	△ 443,148	△ 137,701	△ 310,793	△ 467,903
7財政調整基金積立金G		9,184	826,131	357,331	19,903	24,937	52,521	23	8,168	441,682	8,036
8繰上償還金H		0	65,396	0	338,487	1,074,574	0	0	0	0	0
9財調基金取崩額I		0	0	600,000	0	0	0	0	1,000,000	0	0
10実質単年度収支（F＋G＋H－I）		351,191	774,996	△ 384,188	△ 43,183	1,334,324	△ 147,896	△ 443,125	△ 1,129,533	130,889	△ 459,867
11	標準財政規模	11,533,564	9,228,630	11,067,607	20,727,157	15,950,337	8,618,891	28,529,825	73,275,606	12,908,106	16,886,314
	普通交付税	3,094,732	5,020,332	5,910,949	11,596,618	7,047,751	3,797,841	11,428,124	21,623,077	4,017,586	8,047,990
	標準税収入額	8,338,151	4,157,516	5,090,494	9,013,151	8,784,217	4,757,355	16,891,693	50,022,870	8,775,717	8,728,048
	臨時財政対策債	100,681	50,782	66,164	117,388	118,369	63,695	210,008	1,629,659	114,803	110,276
12基準財政収入額		6,589,816	3,252,930	4,077,284	7,243,338	6,960,030	3,776,432	13,325,119	39,280,077	6,979,037	6,981,284
13基準財政需要額		9,747,142	8,273,245	9,988,233	18,824,700	13,999,138	7,578,775	24,753,243	60,899,255	10,996,623	14,891,855
14財政力指数（3年平均）		0.659	0.383	0.406	0.380	0.496	0.500	0.523	0.640	0.630	0.458
15実質収支比率		14.4	6.4	4.9	5.6	8.0	3.0	0.8	1.2	2.9	3.7
16経常一般財源比率		100.7	99.7	100.0	102.4	103.0	102.8	103.6	99.0	99.0	100.5
17	経常収支比率	91.1	85.3	92.7	93.1	92.5	93.3	96.0	95.6	94.9	96.4
	〃（減税補てん債・臨財債含まず）	91.9	85.8	93.3	93.7	93.2	94.0	96.3	97.8	95.3	97.0
18実質公債費比率		8.5	6.5	6.0	7.9	8.1	10.0	6.3	3.5	6.8	7.0
19将来負担比率		7.3	－	5.6	－	－	39.3	12.5	3.8	－	23.6
20	地方債現在高	17,231,700	10,895,297	26,820,580	36,245,359	30,092,865	14,916,287	46,499,634	127,764,825	16,689,119	36,985,469
	政府資金	9,641,490	7,030,944	18,395,206	23,358,631	11,806,110	8,328,754	16,790,997	65,548,060	7,771,538	15,090,810
	その他	7,590,210	3,864,353	8,425,374	12,886,728	18,286,755	6,587,533	29,708,637	62,216,765	8,917,581	21,894,659
21	債務負担行為額	2,965,736	876,352	1,272,262	1,998,877	7,752,007	1,452,661	8,083,603	28,996,402	6,277,046	1,171,127
	物件の購入等	0	0	661,200	0	5,863,830	0	74,037	3,185,913	5,232,342	0
	保証又は補償	0	0	0	0	0	0	0	3,881	0	0
	その他	2,711,777	876,352	611,062	977,330	1,888,177	1,436,491	8,009,566	24,171,636	1,044,704	1,171,127
	実質的なもの	253,959	0	0	1,021,547	0	16,170	0	1,634,972	0	0
22	積立金現在高	8,069,514	14,061,043	9,847,527	19,413,136	17,484,031	6,122,406	9,728,595	19,465,046	6,641,709	15,383,114
	財政調整基金	2,510,804	6,719,813	4,226,952	9,228,233	4,383,853	3,227,211	2,677,182	6,467,796	4,499,039	5,131,996
	減債基金	542,847	1,134,170	1,535,847	2,819,621	1,655,461	215,354	444,749	3,299,813	45,912	3,348,372
	その他の特定目的基金	5,015,863	6,207,060	4,084,728	7,365,282	11,444,717	2,679,841	6,606,664	9,697,437	2,096,758	6,902,746
23土地開発基金現在高		0	473,248	380,000	0	0	0	214,656	2,621,327	21,955	684,798

財政計画(財政見通し)

1. 歳入

(単位:百万円)

区 分		7年度		8年度		9年度	
		計画額	構成比	計画額	構成比	計画額	構成比
自主財源	市税	3,009	17.5	3,008	17.5	3,006	17.5
	その他	3,452	20.0	3,923	22.8	3,887	22.6
	小 計	6,461	37.9	6,930	40.2	6,893	40.0
依存財源	地方交付税	4,937	28.7	4,937	28.7	4,937	28.7
	国県支出金	5,064	29.4	3,741	21.7	3,883	22.5
	市債	400	2.3	431	2.5	431	2.5
	その他	1,062	6.2	1,010	5.9	1,079	6.3
	小 計	11,463	66.6	10,119	58.8	10,330	60.0
歳入合計		17,924	100.0	17,049	100.0	17,223	100.0

2. 歳出

(単位:百万円)

区 分		7年度		8年度		9年度	
		計画額	構成比	計画額	構成比	計画額	構成比
義務的経費	人件費	2,850	16.1	2,901	16.6	2,953	16.0
	扶助費	4,065	22.3	4,106	23.0	4,147	22.5
	公債費	1,342	9.0	1,134	8.0	969	5.3
	小 計	8,257	45.0	8,141	44.5	8,069	43.8
投資的経費	普通建設事業	1,764	6.6	1,931	5.8	2,222	12.1
	災害復旧事業	36	0.1	20	0.1	20	0.1
	小 計	1,800	9.8	1,951	10.7	2,242	12.2
その他の経費	物件費	3,076	15.5	3,015	15.2	2,954	16.0
	補助費等	2,490	17.2	2,465	17.0	2,440	13.2
	その他	2,737	14.0	2,724	14.1	2,717	14.7
	小 計	8,303	45.2	8,204	44.8	8,111	44.0
歳出合計		18,360	100.0	18,296	100.0	18,422	100.0

※ 構成比の計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

特別職への地域手当の支給について

1. 地域手当について

地域手当は、地域の民間賃金水準をよりの確に公務員の給与水準に反映させるため、地域間較差の事情等に応じて調整する手当として支給されるものです。

うきは市では、一般職について、国の基準と同じ支給割合2%(令和え7年度)で支給しています。

・一般職の地域手当: (給料+管理職手当+扶養手当) × 支給割合 (6%)

2. 近隣自治体における地域手当の支給割合(令和7年4月1日時点)

自治体名	一般職	特別職
久留米市	2%	2%
大牟田市	2%	2%
柳川市	2%	2%
八女市	2%	支給なし
筑後市	2%	2%
大川市	2%	2%
小郡市	2%	支給なし
朝倉市	2%	支給なし
みやま市	2%	支給なし
うきは市	2%	支給なし

3. 地域手当の性質について

地域手当の性質は、公務員の給与が民間の給与との均衡を図るという考え方を基本としたうえで、民間賃金の地域差を地域ごとに適切に公務員給与に反映させることを目的として支給されるものです。

一般職の国家公務員の給与制度においては、民間の賃金との均衡を考慮した上全国共通の俸給表に基づいて給料が支給されます。なお、民間の賃金水準は地域間で異なっており、俸給表は最も民間賃金の低い地域における官民格差を踏まえて設定されています。

このように、一般職の国家公務員の給与は民間の賃金との均衡を考慮した上で決定されますが、民間の賃金水準には地域間で違いがあるため、俸給表だけでは地域間の差を解消することができません。そこで、俸給表制度を維持する一方で、地域間の調整を図るため、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、地域手当を支給することとしています。民間賃金の高い地域に勤務する職員には、1級地から5級地までの区分で地域手当が支給されます。

地方公務員においても、公務としての近似性、類似性から、国家公務員の給与制度を基本とすることとしており、一般職の職員には地域間較差を考慮し地域手当が支給されています。

4. 特別職の職員への地域手当の支給について

特別職の職員給与については、その職務の特殊性に応じて定められるべきものであり(昭和 48 年 12 月 10 日 自治省行政局公務員部長通知) 改定に当たっては、

ア) 国家公務員の特別職の給与改定

イ) 各地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年の給与改定の経緯

ウ) 各地方公共団体の一般職の職員の給与改定の取扱い

エ) 他の地方公共団体との均衡

などを総合的に考慮し、適正に行うこととされています(昭和 36 年 2 月 11 日自治事務次官通知)。

また、特別職の職員に支給できる諸手当の範囲は、その手当のもつ本来の性格から、当然に制約があり、調整手当(現在の地域手当) 期末手当、寒冷地手当に相当するものは、国との均衡上支給することは差し支えないとされています(昭和 43 年 10 月 17 日 自治省行政局長通知)。

うきは市では、これまで特別職の職員に対して地域手当を支給していない状況にあります。

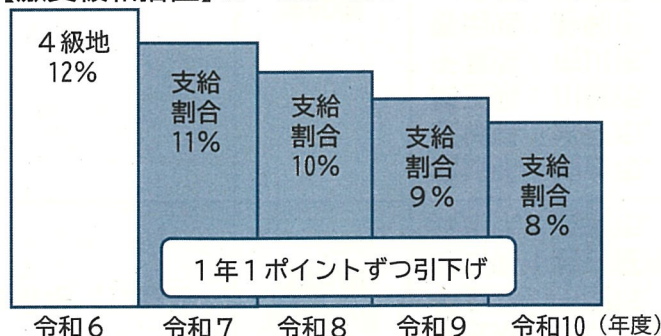
今後、地域間の賃金差を調整するという、地域手当の本来の性格に鑑みるとともに、財政状況等を総合的に判断の上、特別職の職員に地域手当を支給の適否について、特別職報酬等審議会での審議事項とするもの。

給与制度のアップデート 措置内容 ②地域手当

地域手当の大きくくり化等

- 支給地域の単位の広域化
 - ✓ 都道府県を基本とする。中核的な市(都道府県庁所在地及び人口20万人以上の市)については当該地域の民間賃金を反映
- 級地区分をシンプルに
 - ✓ 20%、16%、12%、8%、4%の5級地に再編。民間賃金が高い東京都特別区については引き続き20%に設定
- 支給割合の変動に伴い激変緩和に配慮
 - ✓ 現行からの支給割合の引下げは4ポイント以内に抑制
 - ✓ 支給割合の引下げは段階的に実施(1年1ポイントずつ。引上げもこれに合わせて段階的に実施)

【激変緩和措置】例：現行4級地12% → 見直し後4級地8%



- 現在10年ごととしている級地区分の見直し期間を短縮

【現行】

級地区分	支給割合	支給地域の例
1級地	20%	東京都特別区
2級地	16%	横浜市、大阪市 等
3級地	15%	さいたま市、千葉市、名古屋市 等
4級地	12%	神戸市 等
5級地	10%	京都市、広島市、福岡市 等
6級地	6%	仙台市、静岡市、高松市 等
7級地	3%	札幌市、新潟市、岡山市 等

【見直し後】
16都府県
+79市

級地区分	支給割合	支給地域の例 (都府県で指定) (中核的な市で個別に指定)
1級地	20%	東京都特別区
2級地	16%	東京都 横浜市、大阪市 等
3級地	12%	神奈川県、大阪府 さいたま市、千葉市、名古屋市 等
4級地	8%	愛知県、京都府 仙台市、静岡市、神戸市、広島市、福岡市 等
5級地	4%	茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、静岡県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、広島県、福岡県 札幌市、岡山市、高松市 等

異動保障の延長 [令和7年4月以降の異動者に適用]

- 現在2年間としている異動保障の期間を異動後3年間に延長
- 3年目の支給割合は異動前の60%
 - ✓ 1年目異動前の100%、2年目異動前の80%は現在と同様

例：1級地20%
→ 4級地8%に異動

